

「第3次みさとこどもにこにこプラン」(案)に対するパブリック・コメント手続きの結果について

- (1)政策等の題名 「第3次みさとこどもにこにこプラン」(案)  
 (2)政策等の案の公表の日 令和6年12月24日(火)  
 (3)意見の募集期間 令和6年12月24日(火)～令和7年1月28日(火)  
 (4)意見の提出状況 提出件数 2人(意見提出フォーム:1人、郵送:0人、持参:0人、FAX:1人)  
 (5)寄せられたご意見と市の考え方

No	寄せられたご意見	市の考え方
1	「第1章 計画策定の概要」への意見 P.1 この計画は、こどもに係る様々な計画を一つに統合しようとしている試みは賛成だが、どういう計画をどういう考えで統合？包含？包括？一体？としているのかといった三郷市独自の考え方についての経緯等の説明が十分ではないと思う。	◆P.2に、一体として作成する計画についての経緯・考え方等を記載しました。
2	「第1章 計画策定の概要」への意見 P.3 計画の関係性を示す図表のなかで、「第3次みさとこどもにこにこプラン」にぶら下がる計画として「三郷市こども計画」「第3次三郷市子ども・子育て支援事業計画」「第3次三郷市児童育成行動計画 母子保健を含む成育医療等に関する計画」「三郷市子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」が構成されているように見えるが、P.2及びP.3では、「第3次みさとこどもにこにこプラン」が三郷市にとってどういう位置づけなのかについての説明がなく、第2次計画を踏まえたというに留まっていて、初見の者にはわかりにくい。	◆P.2に、計画の位置づけについて記載しました。 ◆P.3の図表を修正しました。
3	「第1章 計画策定の概要」への意見 P.3 図表からは、「第3次みさとこどもにこにこプラン」は、包括する計画として5つないし6つの計画があるに見えるが、第7章をみると「包括する計画について」として記載されているのは、4つである。比較してみると第7章には「三郷市こども計画」についての記載がなく、また、児童育成行動計画のなかに含まれている「母子保健を含む成育医療等に関する計画」も第7章の該当箇所を見る限り、どういう扱いになっているのかわからない。図表と第7章は記載項目を合わせた方がよいと思う。	◆「三郷市こども計画」は、本計画そのものであるため、第7章の一体として作成する計画に含まれていません。P.3の図表が分かり難いため修正しました。 ◆「母子保健を含む成育医療等に関する計画」は、P.111に「児童育成行動計画」の一部として位置づけられている旨を記載しました。
4	「第1章 計画策定の概要」への意見 P.3 「母子保健を含む成育医療等に関する計画」は児童育成行動計画に含まれているように見えるが、この計画の根拠法令や位置づけについてわかりにくい。	◆P.111に「母子保健を含む成育医療等に関する計画」について、根拠法令や位置づけを記載しました。
5	「第2章 三郷市の状況」への意見 P.8-18 三郷市の統計情報やその分析が書かれているが、分析を書いている最初の部分に「三郷市」から始まるものとならないものが混在しているので統一した方がよい。	◆「三郷市」等から始まるものに統一しました。
6	「第3章 計画の基本的な考え方」への意見 P.28 基本理念の記載がP.2にもあって重複している。第3章はページ数も少なく、この計画の基本的なことを書いていることから、第1章の「1 計画策定の背景と趣旨」のところに一緒に記載した方が分かりやすい。	◆第3章と重複していたP.2(第1章)の「基本理念」を削除しました。 「基本理念」を含む第3章の「計画の基本的な考え方」の内容は、第2章の「三郷市の状況」を踏まえた考え方となるため、第1章ではなく第3章に記載します。
7	「第4章 量の見込み、確保方策」への意見 P.35-36 量の見込みで要確保数がすべて0人となっている。要確保数が0であれば、確保方策(量的な確保)は不要ではないかと考えるが、それを示しているということなのか？若しくは何らかの別の必要な確保方策があるならば、それを明記した方がよい。	◆要確保数が0となっている事業については、量的な確保が不要であることを示しています。 ◆P.47の9)放課後児童健全育成事業では、要確保数欄に記載の通り、量的な確保が必要という計画となっています。 ◆現在は要確保数が0となっている事業でも、今後、業況が変化し計画との乖離が発生した場合には、計画を見直し、要確保数欄が修正されることがあります。

8	<p>「第5章 施策の展開」への意見</p> <p>P.58 「一体となっている計画のうちどの計画の視点が強い事業・取組か」に「三郷市子ども計画」と「母子保健を含む成育医療等のに関する計画」が含まれていない(P.108では、一体とした計画に位置付けられている。)が、含まれているならば、何らかの説明が欲しい。また、計画の名称は、すべて統一記載した方が良い。</p>	<p>◆本計画(三郷市子ども計画)のすべての事業が子ども計画の視点となります。「三郷市子ども計画と一体となっている計画のうち、どの計画の視点が強い事業・取組か」に表現を修正しました。</p> <p>◆「母子保健を含む成育医療等に関する計画」は「児童育成行動計画」の一部に含まれているという位置づけとしてP.58に記載しました。</p> <p>◆計画の名称を統一しました。</p>
9	<p>「第5章 施策の展開」への意見</p> <p>P.95 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算[障害児相支援]が新設されたことを受け、「相談体制の強化」のなかで、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備して行って下さい。</p>	<p>◆いただいたご意見は、担当課へ情報提供するとともに、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「第5章 施策の展開」への意見</p> <p>P.95 医療的ケア児だけでなく、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児」に対応できる市内の医療機関も少ないことについて記して下さい。</p>	<p>◆「強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児」についても、記載します。</p>
11	<p>「第6章 計画の推進」への意見</p> <p>P.108 この計画の進捗管理をどのように行っていくのかという点についての具体的な記述がなく、「何を」、「どのように」進捗管理していくかの説明が必要と考える。</p>	<p>◆別冊の管理表にて詳細や目標値等を記載し、管理する予定ですので、その旨を本計画に記載します。</p> <p>◆別冊は、本冊(今回公開した計画案)において示した各事業の内容や方針に基づいたもので、詳細や具体的な内容、目標などを記載します。計画の進捗状況や時勢等の変化を捉えた速やかな見直しを随時行いながら、評価・進捗管理を行います。</p> <p>◆別冊についての意見は、市ホームページの意見提出フォームから当事者の意見として随時提出できるようにする予定です。</p>
12	<p>「第7章 包括する計画について」への意見</p> <p>日本語の表現としてこの計画は、子どもに係る各計画が合わさっている形だが、それを表現する文言として「包括」、「一体」を使っているが意味の違いがないとすれば統一した方が分かりやすい。</p>	<p>◆本計画の位置づけについて説明している「包括」と「一体」は同じ意味であるため、「一体」に統一します。</p>
13	<p>「資料」への意見</p> <p>P.111 「1 各部事業一覧」は計画内の各施策と各部課が担当する事業を連携し、各部課でどれくらいの量の事業を実施しているかを一覧するために作成されているように見える。</p> <p>このために第5章の各施策に事業No.を付けているが、各施策にはそれぞれ番号がついており、こちらの事業No.のところは「1-1-1」というように書けば足りると同時に、どの部でどの施策の数が多いのか等もわかりやすいのではないか。</p>	<p>◆本計画書は、本市の計画を市民に示すものであり、同時に計画を実施する側の事業担当者等にも示すものです。P.111「1 各部事業一覧」では、担当者の変更頻度が高い部署も多いことを考慮し、まずは担当事業が本計画に掲載され、どのような位置づけや方針等であるかをより参照しやすくすることを重視しました。</p> <p>◆各所属の施策数など管理視点の把握は、別途進捗管理で使用する管理表を用いて簡単に把握できる運用とする予定です。</p>